

所管部課		子ども未来部 子育て支援課		部長		志村 明子	
件 名		東大和市児童手当等事務取扱細則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項			2 報告事項
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 令和6年10月1日に児童手当法の一部が改正され、所得制限の撤廃や第三子以降算定額算定対象者の拡大等がされることに伴い、事務処理や様式等について規定している東大和市児童手当等事務取扱細則の一部を改正するものである。 (1) 主な改正内容 ①文言の修正 ・所得制限の撤廃により特例給付が廃止されることによる、文言の修正（児童手当等→児童手当） ・第三子以降の算定額算定対象年齢の拡大（22歳の年度末まで）による、文言の追加 ②その他所要の改正 (2) 施行日 令和6年10月1日 ただし、支給に関し必要な手続きその他の行為は施行前であっても行うことができる。 (3) 影響及び効果 法令等に則った細則となり、適切な事務処理が行うことができる。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み。							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。